

地方税賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

修正箇所	ページ	修正前	修正後	理由
I-1. ②	3	もしくは	若しくは	文言修正 (省令と記載を統一)
I-1. ②	3	含む	含む。	文言修正 (省令と記載を統一)
I-2. システム1③その他	4	財務会計システム	削除	財務会計システムは税収納管理システムと接続していないため
I-2. システム9①、②	7	中間サーバ・プラットフォーム	中間サーバ・プラットフォーム	文言修正 (総務省資料と記載を統一)
I-2. システム10②、③	8			
I-2. システム11②	8			
(別添1)事務の内容	12			
II-6. ①	23			
III-6. リスク1, 2, 3, 5, 6, 7	40, 41, 42			
III-7. ⑤	43			
I-2. システム11 ②	8	(追加)	4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	住民基本台帳事務評価書と記載を統一
I-5. 個人番号の利用	8	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例	根拠法令の明確化
I-6. ②	11	別表第2 (別表2)	別表第二	文言修正 (法令と記載を統一)
II-3. ⑤	14			
II-5. 提供先1	20			
III-6. リスク1	40			
(別添1)事務の内容	12	金融機関・財務連携システム	金融機関・財務連携代行システム	文言修正 (正しいシステム名に修正)
II-2. ④ 主な記録項目	13	(追加)	個人番号対応符号、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報	記録項目の詳細化
II-2. ④ その妥当性	13	(追加)	④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除額の算出を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報：障害者控除額の算出を行うために保有 ⑥ 年金関係情報：住民税の特別徴収に関わる情報を保有	上記記録項目の詳細化に対応して妥当性を追記
II-3. ①	14	戸籍住民課、保護自立支援課、勤労課	・各区の戸籍住民課、保護担当課 ・総務局職員部勤労課	住民基本台帳事務評価書と記載を統一

地方税賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

修正箇所	ページ	修正前	修正後	理由
Ⅱ－３．①、③	14	(追加)	入手元 … 各区の保健福祉課を追加 入手時期・頻度 … ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：随時（申告書受領時等） ⑤ 障害者福祉関係情報：随時（申告書受領時等） ⑥ 年金関係情報：随時（申告書受領時等）	上記記録項目の詳細化に対応して入手元、入手時期・頻度を追記
Ⅱ－３．④	14	課税事務	賦課徴収事務	文言修正 (評価書全体の記載を統一)
Ⅱ－３．⑤	14	(追加)	庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。	情報連携範囲の詳細化
Ⅱ－４．委託事項4② その妥当性	18	短期間で大量の課税資料のスキャンを行う業務であり、庁内だけでの対応では困難であるため、民間事業者にする。	短期間で大量の課税資料のスキャンを行う業務であり、庁内だけでの対応では困難であるため、民間事業者に委託する。	文言修正
Ⅱ－４．委託事項5② その妥当性	19	住基ネットコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託している。	住基ネットコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。	文言修正
Ⅱ－５．提供先3	21	国税庁長官	国税庁長官、都道府県知事、市町村長	対象範囲の明確化
Ⅱ－５．提供先3①	21	番号法第19条第8号、地方税法第317条	番号法第19条第8号、地方税法第46条第4項、第317条	対象範囲の明確化
Ⅱ－５．提供先3②	21	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等	国税・地方税の更正決定、修正申告の勧奨等	対象範囲の明確化
Ⅱ－５．提供先3③	21	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、札幌市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、札幌市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等の市税賦課情報	対象範囲の明確化
Ⅱ－５．提供先3⑤	21	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、札幌市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	対象範囲の明確化

地方税賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

修正箇所	ページ	修正前	修正後	理由
Ⅲ－２．リスク１	35	<u>6 情報提供ネットワークシステム連携によるデータも、必要な情報以外を入手できないフォーマットとする</u>	削除	当該項目は「情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。」とされているため
Ⅲ－２．リスク１、リスク３	35	個人番号カード等	個人番号カード又は通知カード	文言修正 (法令と記載を統一)
Ⅲ－２．リスク２ リスクに対する措置の内容	35	又は通知カード、身分証明書の提示	又は通知カードと身分証明書の提示	文言修正
Ⅲ－２．リスク３	35	(追加)	<u><システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</u>	システム外リスクへの措置を追記
Ⅲ－３．リスク１ 宛名システム等における措置の内容	36	<u>2 税業務以外との情報連携が行われるためには、札幌市個人情報保護審議会による承認など札幌市個人情報保護条例に基づく手続きを行わなければならないこととなっている。</u>	<u>2 税業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</u>	連携可能な範囲の明確化
Ⅲ－５．リスク１ ルール内容及びルール遵守の確認方法	39			
Ⅲ－３．リスク２ その他の措置の内容	37	3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載している。	3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、 <u>一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。</u>	実施手順の順守を促していることを追記
Ⅲ－３．リスク３ リスクに対する措置の内容	37	<u>システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。</u>	<u>1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務外利用禁止と、違反した場合の罰則について周知している。</u>	記載の詳細化
Ⅲ－５．リスク１	39	(追加)	<u>紙で提供・移転を行う場合も、紙をシステム出力した時の実行記録が保管される。</u>	システム外で提供・移転を行うときのリスクに対する措置を追記
Ⅵ－２．④	47	(追加)	<u>・マイナンバーを導入することによってどのようなメリットがあるかわからない。 ・リスクへの対策をとっていても、悪意のある人間による情報漏えいは起こるのではないか。 ・情報漏えいしたときに市はどのような対応を取るのか。</u>	パブリックコメントを経ての追加
Ⅵ－２．⑤	47	(追加)	<u>住民意見による評価書の修正はない。</u>	パブリックコメントを経ての追加
Ⅵ－３．①	47	(追加)	<u>平成27年7月23日</u>	第三者点検を経ての追加
Ⅵ－３．②	47	(追加)	<u>学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。</u>	第三者点検を経ての追加

地方税賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書の修正内容及びその理由

修正箇所	ページ	修正前	修正後	理由
VI-3. ③	47	(追加)	<p>評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、<u>特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。</u></p>	第三者点検を経ての追加